

## 教育課程部会におけるこれまでの審議経過

教育課程部会においては、平成31年4月17日の「新しい時代の初等中等教育の在り方」についての諮問を受け、子供たちに必要な資質・能力を新学習指導要領の下で着実に育んでいく観点から検討を行ってきた。その審議の経過はこれまでのところ以下のとおりであり、引き続き議論を重ねていく予定。

## 1. 学力の確実な定着に向けた方策について

- 今般改訂された新学習指導要領では、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理しており、この資質・能力の3つの柱は知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。そのため、学校において児童生徒の学力の確実な定着について検討するに当たっては、この資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要である。
- 児童生徒の資質・能力の育成に当たり、その取組の検討に資するよう、国内外において学力調査<sup>1</sup>が実施され、資質・能力の一部について定量的な把握が行われている。その最新の結果によれば、国内においては平均正答率の低い県が全国平均に近づく状況が見られること、国際的には数学や科学に関するリテラシーが引き続き世界トップレベルであることなどが明らかになっている。一方で、国際的な比較によれば、我が国の児童生徒は、複数の文書や資料から情報を読み取って、根拠を明確にして自分の考えを書くことや、テキスト（インターネット上にあるデジタルテキストや情報等を含む。）や資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど、言語能力や情報活用能力に課題が見られる。
- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日中央教育審議会）においては、「言語能力の向上は、学校における学びの質や、教育課程全体における資質・能力の育成の在り方に関わる課題」であり、ますます重視していく必要があるとされている。また、同答申においては将来の予測が難しい社会において情報を主体的に捉え、分析し、活用していく力が求められること、情報化が急速に進展する社会の中で情報技術の活用能力や情報モラルを身に付ける必要があることなど、情報活用能力の育成の必要性も指摘されている。
- 新学習指導要領では、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものと

<sup>1</sup> 文部科学省が毎年度実施している「全国学力・学習状況調査」や経済協力開発機構（OECD）が実施している「生徒の学習到達度調査（PISA）」など。

されている。

具体的には、言語能力については、まず、教科学習の主たる教材である教科書を含む多様なテキスト及びグラフや図表等の各種資料を適切に読み取る力を、各教科等を通じて育成することが重要である。その際、教材自体についても、資料の内容を適切に読み取れるような工夫を施すべきである。また、判断の根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べる力を身に付けさせることも必要だが、そのためには、レポートや論文等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめることも重要である。

また、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したりといったことができる力、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得を含めた情報活用能力を育成することも重要である。

○ さらに、今後、新しい時代の学びを実現するために特に必要となってくるのは、学習における ICT の適切な活用である。各教科や総合的な学習の時間等の指導において、各教科等の特質に応じて ICT が効果的に活用されることで、児童生徒の理解の質を高めることが期待される。

○ 児童生徒の資質・能力の育成に当たっては、幼児教育において行われている自ら問いを持って探究し、協働することによって理解を深める学習を小学校以降にもつなげていくとともに、小学校低・中学年において基礎的な知識や技能を反復練習して習熟させていくことや、扱う情報が高度かつ大量になる小学校高学年以降において理解を重視した学習方略を活用していくことなど、発達の段階に応じた学習指導をしていくことが重要である。

また、発達の段階にかかわらず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばすことができるよう環境を整えていくことも重要である。例えば、児童生徒の学習意欲を向上する観点からは、教科等を学ぶ本質的な意義や学習状況を児童生徒に伝えること等が重要となる。また、学習内容の理解を定着する観点からは、単に問題演習を行うだけではなく、内容を他者に説明するなどの協働的な学び合いにより、児童生徒が自らの理解を確認し定着を図ることが、説明する児童生徒及びそれを聞く児童生徒の双方にとって有効であり、授業展開として重要であると考えられる。

○ 児童生徒の資質・能力の育成に当たっては、学校がチームとして取り組むことが重要である。そのためには、管理職である校長、教頭等の役割が重要であるが、それだけではなく、教師全員がカリキュラム・マネジメントに参画することが重要になる。学力調査等の結果の活用をカリキュラム・マネジメントに位置付けることも、各学校の課題を解決するためには有効である。また、担任教師による良好な学級経営等も、学びの質を高める上で重要である。学校間で実践事例の共有等を進めながら資質・能力の育成に取り組むことも重要であり、例えば、実験的・先導的な教育研究を担う国立大学の附属学校が、教育委員会や地域の学校と連携して、自校の取組を地域の拠点として普及させることや、教育委員会等が中心となって、幼稚園、小・中学校等の連携を促進することも考えられる。

学校・家庭・地域が連携した取組の充実も有効である。例えば、コミュニティ・ス

クール（学校運営協議会制度）を導入することで、児童生徒の資質・能力の育成についても地域と学校が目標を共有し、連携して取り組むこと等が考えられる。また、学校が教育活動を進める上では、ボランティア（地域住民等）の参画も重要な役割を果たす。さらに、幼児期からの様々な体験や子供が新聞等に触れる機会等の充実も児童生徒の社会性の涵養や資質・能力の育成において有効と考えられるが、これらを進めるに当たっても、地域や家庭の協力が期待される。

- 学校における指導改善や客観的な根拠を重視した教育政策（EBPM）を推進する観点からも、国際レベル、全国レベル、各自治体レベルなどの学力調査等をそれぞれの実施主体が効率的・効果的に実施し、児童生徒の現状・課題を把握・分析した上で、その結果を活用し、指導を改善することが重要である。その際、これらの学力調査等が把握できるのは新学習指導要領が育成を目指す資質・能力の一部のみであることに留意することが必要である。
- 国内外の学力調査では、家庭の社会経済的背景が児童生徒の学力に影響を与えている状況が確認されている。学力格差を是正するためには、社会経済的指標の低い層を幼少期から支援することが重要である。このため、国は、家庭の経済事情に左右されることなく、誰もが希望する質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育の無償化・負担軽減や、教育の質の向上のための施策を着実に実施することが求められる。

## 2. 個別最適化された学びと協働的な学びについて

- 個々の児童生徒に着目すると、興味・関心や能力、適性、性格、経験や背景、学習速度、学習方法など様々な個別性がある。また、最適化についても、学習速度の調整やつまづきやすい点を繰り返し学習することで内容の定着を図るという意味のほか、児童生徒自身が探究の方法等を選ぶことで学びを最適化していくといった側面もある。個別最適化という概念の学校教育における位置付けについて、引き続き検討を深める必要がある。
- 新学習指導要領の趣旨を実現し、児童生徒の資質・能力を育成する観点からは、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された学びと協働的な学びにより社会とつながる探究的な学びを実現していくことが必要である。そのためには、ICTも上手に活用しながら、児童生徒一人一人に応じた適切な指導を行うことや、学校ならではの協働的な学び合いを大切にすることが重要である。また、その多様な実践を踏まえながら、個別最適化された学びと協働的な学びによる社会とつながる探究的な学びの実現の重要性について、関係者の理解を広げていくことも大切であると考えられる。
- 教師は、児童生徒一人一人の興味・関心や能力、適性、性格等を把握した上で、それぞれの良さや可能性を生かした、質の高い協働的な学び合いの場を実現すると同時に、児童生徒一人一人が学習内容を自分のものとするができるよう、学校におけ

る学びをデザインする役割を担っている。このような役割の発揮により、授業が児童生徒の学校における学習への主体的な参画を促すとともに、児童生徒の学校外を含めた学びへの導入としても機能し、学校外の学習の充実にもつながることが期待される。

- これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた資質・能力のバランスの良い育成、学校ならではの協働的な学び合い、教科等を学ぶ本質的な意義を伝えることなどについては、今後も重視する必要がある。例えば、優れた一斉授業は集団の中での個人に着目した指導や、学校ならではの協働的な学び合い、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む授業展開などを内包するものであり、このような視点から授業改善を図っていくことも期待される。
- GIGA スクール構想により一人一台の ICT 端末とネットワークへの接続が実現される中、個別最適化された学びのデザインに当たっては、チーム学校として学校の教職員が組織的にカリキュラム・マネジメントを行い、教育委員会や家庭・地域とも連携しながら、学校の授業以外の場での学習も視野に入れて、指導計画を立案していくことが重要である。特に現状、学校の授業以外の場ではドリル学習等に偏りがちであるが、学校の授業以外の場においても探究的な学習ができるような支援の工夫をすることが重要である。また、学校の授業以外の場での学習環境の差を埋めるように、条件整備や人的体制の確保などに努めることが重要である。
- 個別最適化された学びにおける発展的な学習の位置づけを考えたとき、児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりすることが考えられる。この際、例えばドリル学習等による知識及び技能の一部の習得を過度に重視し、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を十分に行わずに先取りを行うことにならないよう、注意が必要である。  
また、発展的な学習として、内容理解を深める学習をさらに充実することが重要であるが、その際には個別学習のみで学習を終えることにならないように留意し、学校ならではの協働的な学びが取り入れられるよう教育活動を工夫する必要がある。各児童生徒が深めた学習の成果を持ち寄って共有し、協働的な学び合いを行い、またその結果を各自で深めるといった循環を作っていくことが大切である。
- 個別最適化された学びが、仮に、テストスコアに象徴されるような一元的な尺度に基づいて評価される場合、教育活動がパッケージ化され、画一的になる可能性がある。このような教材やサービスの学校での利用が必要以上に拡大され、教師が当該教育活動の特性を自覚しないまま利用することがないよう、常に教育活動全体の中での位置付けやねらいを明確にしていくことが重要である。

### 3. 特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する指導について

- 特異な才能を持つ児童生徒に対する教育については、古典的には知能指数（IQ）の高さなどを基準に領域非依存的な才能を伸長する教育が考えられてきたが、近年は、

領域依存的な才能を伸長する教育や、2E<sup>2</sup>の児童生徒に対する教育を考える方向に変化している。また、才能教育というと個人が過度に強調される場合があるが、例えば国際水準の研究成果も現在は共同研究により生み出されることが多く、学際的な多様な才能が組み合わさることがブレイクスルーにつながるということが注目されている。

- 例えば、単純な課題は苦手だが複雑で高度な活動が得意な児童生徒や、対人関係は上手ではないが想像力が豊かな児童生徒、読み書きに困難を抱えているが芸術的な表現が得意な児童生徒など、多様な特徴のある児童生徒が一定割合存在する。学校内外において、このような児童生徒を含め、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する環境を築くことが重要である。
- 我が国においては、これまでもスポーツや文化などの分野で学校外において特異な才能を伸長するシステムが作られてきている。一方、学校において特異な才能をどのように定義し、見いだすのか、その能力をどのように伸ばすのかといった議論は十分に行われていない。今後、国内の学校での状況等について更に検討・分析を深める必要があるのではないかと考えられる。
- その上で、学校においては、特異な才能を持つ児童生徒も含め、個々の資質・能力を育成するとともに、児童生徒同士がお互いの違いを認め合い、学び合いながら相乗効果を生み出す教育が重要である。具体的には、ICTも有効に活用しつつ、学習意欲を喚起するとともに、知的好奇心を高める発展的な学習を充実していくことや、6. に述べる STEAM 教育など、教科等横断で実社会と関わるプロジェクト型の学びが有効に機能するのではないかと考えられる。
- また、特異な才能を持つ児童生徒の能力を伸ばしていくには、大学や民間団体等が担う役割が大きい。このような学校外での学びへ児童生徒をつないでいくことや、学校においてその学習を生かし自他とともに学び合い成長する機会を設けること、学校における評価について整理を進めていくこと等が必要であると考えられ、どのような仕組みが望ましいのか研究をしていく必要があるのではないかと考えられる。その中で、学校や教育委員会、教師が果たす役割や、教員養成・研修における取扱いについても整理していく必要があるのではないかと考えられる。

#### 4. 履修主義と修得主義、年齢主義と課程主義

- 現行の日本の教育制度では、所定の教育課程を一定年限の間に履修することでもって足りるとする履修主義（例：年間の標準授業時数等を踏まえた教育課程の編成・実施）、履修した内容に照らして一定の学習の実現状況が期待される修得主義（例：目標準拠評価）、進学・卒業要件として一定年限の在学を要する年齢主義（例：同一年齢の進級・進学）、進学・卒業要件として一定の課程の修了を要求する課程主義（例：制度

---

<sup>2</sup> 2E (Twice-Exceptional)：特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒。

としての原級留置)の考え方がそれぞれ取り入れられている。<sup>3</sup>

- 修得主義や課程主義は、一定の期間における個々人の学習の状況や成果を問ひ、それぞれの学習状況に応じた学習内容を提供するという性格を有する。個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導、能力別・異年齢編成に対する寛容さ、知識の習得の場面における ICT の活用との親和性の高さという特徴が指摘される一方で、個別での学習が強調された場合、多様な他者との協働を通じた社会性の涵養など集団としての教育のあり方が問われる面は少なくなる。また、修得主義や課程主義の下における発展的な学習については、学習を深める方向ではなく学習を短い時間で進める方向に傾斜した場合、学びを深める機会が失われたり、学びのセーフティネットとなる他者との学び合いの機会が損なわれたりするおそれがある。
- また、修得主義における教育成果の把握が数値化可能な教育成果（主としてテストスコア）による一元的尺度のみによって行われると、高いテストスコアを目指して目標の一元化が進行しやすくなる側面がある。教育の目標や成果の多様性に留意し、序列化や過度な競争、教育格差の拡大につながらないように、指標の取扱いや利用方法に注意を払う必要がある。
- 修得主義で適切な教育を行うためには、より個に応じた対応が求められるため、通常より多くの教育資源が必要との指摘もあり、児童生徒の特性に応じて効果的に取り入れるなどの工夫を行うことも考えられる。
- 一方で、履修主義や年齢主義は、対象とする集団に対して、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有する。このため修得主義や課程主義のように学習の速度は問われず、ある一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する側面がある。また、学年別の学級編制の在り方や集団での学びを重視する日本の学校教育については、社会性の涵養等の側面からその教育効果を評価する声がある一方で、過度の同調性や画一性についての指摘もある。
- 我が国においては現在、制度上は原級留置が想定されているものの、運用としては基本的に年齢主義が採られている。進級や卒業の要件としての課程主義を徹底し、義務教育段階から原級留置を行うことは、児童生徒への負の影響が大きいことや保護者等の関係者の理解が得られないことから受け入れられない可能性が高いと考えられる。
- このため、全児童生徒への基礎・基本の確実な定着への要請が強い義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本に置きつつも、教育課程を履修したと判断するための基準については、履修主義と修得主義を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる教育課程の在り方を目指すべきではないか。その際、これ

---

<sup>3</sup> 義務教育の草創期（1870年代から1900年代）までは厳格な課程主義が採られ、学習集団としての学級も成立していなかったが、進級試験、留年や中途退学の多発等の課題が浮き彫りになり、批判が高まってきたことから、学年別学級制（年齢主義）が採られるようになった。

まで以上に多様性を尊重し、ICT 等を活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実させ、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された学びと協働的な学びにより社会とつながる探究的な学びを実現していくことが重要である。

- このような教育課程を編成・実施するためには、文部科学省・教育委員会・校長・教師の役割分担を整理するとともに、それを踏まえた教師の資質・能力の育成方策等の様々な条件を整備していくことが必要である。

## 5. 授業時数の在り方について

- 年間の授業時数については、昭和 22 年の学習指導要領（試案）において、総授業時数及び各教科等の授業時数について、教科や学年によっては波形で幅を持たせた形で示された。昭和 33 年の学習指導要領改訂時に、学校教育法施行規則に最低授業時数として規定が置かれたが、昭和 43, 44 年の改訂時には「最低」から「標準」へと改められた。昭和 52 年の改訂時には、引き続き「標準」としての位置付けを維持しつつ、「標準として定めた授業時数を大幅に上回ったり、下回ったりすることは避けるべき」とされ、平成元年改訂、平成 10 年改訂でもその位置づけが維持された。平成 15 年の一部改正に際して、「各学校において年度当初の計画段階から標準を下回って教育課程を編成することは通常考えられない」とされ、現在までこの位置付けが維持されている。
- 標準授業時数については、学習指導要領に示す各教科等の内容の指導の質を担保するための、いわば量的な枠組みとして、教育の機会均等や水準確保に大きな役割を果たしてきた。特に資質・能力のうち、定量的に質を測定できるのは知識・技能等の一部にとどまることから、学習指導要領が求める教育の質を量的に支えるものとして標準授業時数は重要な意義を持っている。
- 一方で、標準授業時数の在り方をめぐっては、児童生徒や教師の負担について考慮すべきとの指摘や、学習状況に課題のある児童生徒も含めて指導すべき内容を一般的に教えることが可能なものとなっているのか、ICT を活用した学習指導を踏まえた柔軟な在り方について検討が必要、といった指摘がある。
- このような指摘を踏まえれば、新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図る観点から、標準授業時数の意義を踏まえつつ、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を改めて認識し、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにしていくことが重要である。教育委員会においても、各学校の持っている裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施が行われるよう、適切な指導及び環境整備に関わる包括的な支援を行うことが求められる。
- 例えば、時間割の在り方については、学びの質の変化に応じた検討が必要であり、ICT を活用した学習指導の状況も踏まえ、1 コマの考え方を弾力的に運用することが考えられる。このように学校・地域の実態に応じたカリキュラム・マネジメントにつ

いて先進事例を収集し、全国に展開していくことが重要である。

- また、学習指導要領のねらいとする資質・能力の育成と、一定の総授業時数の確保による教育の機会均等の観点を踏まえ、総枠としての授業時数（学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数）は引き続き確保しつつ、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化を認める仕組みを設けることも考えられるのではないか。
- なお、各学校において自然変災や補充的な指導等に備え確保されている、いわゆる「余剰時数」については、過剰に設定されているとの調査結果もあることから、総枠としての授業時数の在り方を踏まえた上で、各教育委員会・学校において適切にその設定の仕方を検討することが必要ではないか。

## 6. STEAM 教育等の教科等横断的な学習の推進について

- 教育再生実行会議第 11 次提言において、STEAM 教育の推進が提言された。高等学校改革を取り上げた本提言において、STEAM 教育は「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされている。この STEAM 教育については、国際的に見ても、各国で定義が様々であり、STEAM の A の範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義するものもある。
- STEAM 教育は、課題の選択や進め方によっては生徒の強力な学ぶ動機付けにもなるが、STEAM 教育を推進する上では、高等学校の多様な実態を踏まえる必要がある。科学技術分野に特化した人材育成の側面のみに着目して STEAM 教育を推進すると、例えば、学習に困難を抱える生徒が在籍する学校においては実施することが難しい場合も考えられ、学校間の格差を拡大する可能性が懸念される。一方、教科等横断的な学習を充実することは学習意欲に課題のある生徒たちにこそ非常に重要であり、問題から考えて必要なことをさらに学び、新しい工夫ができる人材を育成する観点から、生徒の能力や関心に応じた STEAM 教育を推進する必要がある。

このため一般市民として必要となる資質・能力の育成を志向する STEAM 教育の側面に着目し、STEAM の A の範囲を芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義することとしてはどうか。
- このような形で捉えれば、STEAM 教育は高等学校の新学習指導要領に新たに位置づけられた「総合的な探究の時間」や「理数探究」と、
  - ・ 実生活、実社会における複雑な文脈の中に存在する事象などを対象として教科等横断的な課題を設定する点
  - ・ 課題の解決に際して、各教科等で学んだことを統合的に働かせながら、探究のプロセスを展開する点など多くの共通点があり、各高等学校において、新学習指導要領に基づいた教育を着



実に実施し、探究学習における生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすることに努めることが重要である。その際、レポートや論文等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめることも併せて重要である。

そのため、新学習指導要領の下、地域や高等教育機関、行政機関、民間企業等と連携・協働しつつ、各高等学校において生徒や地域の実態にあった探究学習を充実することが重要である。

また、そのための教員養成や教員研修の在り方も併せて検討していくことが重要である。

- なお、STEAM 教育などの教科等横断的な学習の前提として、各教科等の学習も重要であることは言うまでもない。各学校において、習得・活用・探究という学びの過程を重視しながら、各教科等において育成を目指す資質・能力を確実に育むとともに、それを横断する学びとしての STEAM 教育を行い、さらにその成果を各教科に還元するという循環が重要である。
- また、STEAM 教育を進める上では、幼児期における科学的な体験の充実や、小学校、中学校、高等学校などの各学校段階を通して各教科等の学習を円滑に接続することが求められる。

## 7. ICT の活用について

- 学校教育における ICT の活用に当たっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において育成すべき資質・能力等を把握した活用になっているのか、特に「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善にどのように生かされるのか、実践を深めていくことが重要である。
- その上で、ICT の活用により従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成を図ることや、特に知識の習得に関して今までの教育では適応的でなかった児童生徒の一部に効果を発揮することを考慮するとともに、ICT を活用することで現実の社会で行われているようなやり方で子どもたちも学ぶことで、学校教育を現代化することは重要である。
- また、学校外での学びの質と量に関する格差の現状を是正するために、児童生徒に対する学習への動機付けやつまずきへの対応など、人のサポートやコミュニケーションが必要であることに留意し、ICT を活用する方策を考えるべきである。
- ICT は空間的・時間的制約を緩和することによって、今までできなかったことを可能にするという長所を有する一方、空間や時間を共有することで得られるものが失われる危険もあるため、その活用方法については、教師と児童生徒との具体的関係の中で、しっかり見極める必要がある。

- ICT の活用は知識の習得のみならず，児童生徒の探究や表現，学習内容の他の児童生徒との共有など，協働的な学習や学びの振り返りを行う際の有効な手段にもなる。教育効果を考えながら，ICT の活用方法を検討することが重要であり，例えば同じ機能が果たせるのであればより使用方法が簡単な教具を使うことが合理的であることに留意し，ICT を活用することのみが目的化しないようにするとともに，旧来型の学習観に基づく機械的なドリル学習等に偏った ICT の活用に陥らないように注意する必要がある。
- 各教科等における ICT 活用を充実させるためにも，小学校学習指導要領の総則に規定されている「学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動」を確実に実施すべきである。また，学習指導要領で示された内容に関する典型的な知識・技能の育成のための学習動画や児童生徒の興味を引き出すコンテンツの充実が必要と考えられる。
- ICT 環境整備の際には，学校や教師の自宅，家庭との接続を設計に入れて，予算についても端末整備，ネットワークの拡充，セキュリティ対策，非常時の備え等のハードの面とサポートスタッフの充実，教員研修の充実，研修時間確保のための働き方改革の推進などのソフトの面の両方を継続的に充実する必要がある。特に，家庭の環境を整えることが登校できない児童生徒にとって極めて重要な役割を果たすことに留意が必要である。

(参考) 第 10 期教育課程部会のこれまでの開催状況 (諮問事項関係)

第 1 回 : 令和元年 6 月 10 日 (月) 10 : 00 ~ 12 : 30

■新学習指導要領の円滑な実施に関する取組について

第 2 回 : 令和元年 7 月 24 日 (水) 9 : 30 ~ 12 : 30

(新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会、教員養成部会と合同開催)

■教科担任制について

・兵庫型教科担任制について

(松尾弘子氏 (新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員、姫路市立白鳥小学校校長))

・香美町学校間スーパー連携チャレンジプラン

(香美町教育委員会)

・教科分担制を担うチーム学年経営の強化推進事業

(横浜市教育委員会)

■先端技術を活用した教育の在り方について

・Qubena について

(神野元基氏 (新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員、株式会社 COMPASS 代表取締役 CEO))

・全職員で実践する先進的 ICT 教育

(毛利靖氏 (新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員、つくば市立みどりの学園義務教育学校校長))

第 3 回 : 令和元年 9 月 4 日 (水) 10 : 00 ~ 12 : 00

■STEAM 教育について

・資質・能力の育成を目指す教科横断的な学習としての STEM/STEAM 教育と国際的な動向

(松原憲治氏 (国立教育政策研究所総括研究官))

・総合的な学習の時間と STEAM 教育—総合的な探究の時間の充実の観点から—

(田村学氏 (國學院大學人間開発学部初等教育学科教授))

・「理数探究」の充実と STEAM 教育について

(長尾篤志主任視学官 (文部科学省初等中等教育局))

第 4 回 : 令和元年 10 月 29 日 (火) 9 : 30 ~ 12 : 30

■基盤的な学力の確実な定着に向けた方策について

・全国学力・学習状況調査について

・埼玉県学力向上施策の概要～埼玉県学調を中核とした PDCA の推進～

(八田聡史氏 (埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課長))

・戸田市における学力向上施策等について

(戸ヶ崎勤委員 (戸田市教育委員会教育長))

・春日市におけるコミュニティ・スクールとしての学力向上に関する取組について

(清尾昌利氏 (春日市立春日西中学校教頭))

第5回：令和元年12月4日（水）9：45～12：00

■基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策について

- ・OECD 生徒の学習到達度調査 2018年調査（PISA2018）のポイント
- ・家庭の社会的背景（SES）が困難な児童生徒への支援について —全国学力・学習状況調査と保護者調査の結果を用いて—  
（耳塚寛明氏（青山学院大学コミュニティ人間科学部学部特任教授））
- ・PISA2018「読解力」調査結果を受けて  
（高木まさき氏（横浜国立大学大学院教育学研究科教授））

■教育課程部会におけるこれまでの検討の経過について

第6回：令和2年2月5日（水）10：00～12：00

■先端技術の活用等を踏まえた標準授業時数の在り方や補充的な学習・発展的な学習の在り方について

- ・標準授業時数の在り方について  
（天笠茂部会長（千葉大学特任教授））
- ・補充的な学習・発展的な学習の在り方 ～実施における視点と配慮～  
（市川伸一副部会長（東京大学名誉教授、帝京大学中学校・高等学校校長補佐））
- ・資質・能力の育成につながるICTを活用した効果的・効率的教育活動  
（木田博氏（鹿児島県総合教育センター情報教育研修課研究主事））

書面審議：令和2年4月

■先端技術の活用等を踏まえた標準授業時数の在り方や補充的な学習・発展的な学習の在り方について

- ・これからの時代の学校のカリキュラムと授業の在り方をめぐって～先端技術の活用等を踏まえた「ひとりひとりを生かす」履修システムを検討する視点～  
（石井英真氏（京都大学大学院教育学研究科准教授））
- ・公正に個別最適化された学びに向けた標準時数の考え方  
（熊本市教育委員会）

第7回：令和2年6月12日（金）14：00～16：00

■イギリス及びフランスの教育課程における授業時数の状況等について

- ・イングランドにおける教育課程、授業時数及び新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業における学習指導  
（植田みどり氏（国立教育政策研究所総括研究官））
- ・フランスにおける教育課程、授業時数及び新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業における学習指導  
（園山大祐氏（大阪大学大学院人間科学研究科教授））

第8回：令和2年6月30日（火）10：00～12：00

■特定分野に特異な才能を持つ者に対する指導及び支援の在り方について

- ・日本の学校教育における科学才能教育の可能性について  
（隅田学氏（愛媛大学教育学部教授））
- ・異才発掘プロジェクトROCKETからみるこれからの教育のあり方について  
（福本理恵氏（東京大学先端科学技術研究センター特任助教））

■教育課程部会等におけるこれまでの検討の経過について